

探偵業法の一部改正等について

探偵業法の一部改正により、令和6年4月1日から届出証明書が廃止となり、新たに標識の掲示が必要になります。

～主な改正内容～

○ 届出証明書の廃止

届出証明書は廃止となります。

届出の際、届出証明書を交付しませんが、引き続き開始（変更）手続きは必要です。

また、すべての届出に関する手数料が無くなります。

届出証明書の廃止に伴い、届出証明書の再交付申請も廃止となります。

○ 標識の新設及び掲示

探偵業者は自ら作成した「標識」を営業所に掲示するとともに、インターネット上でも掲示しなければなりません。

※インターネット上での掲示は、

- ・ 常時使用する従業員の数が5人以下である場合
- ・ 管理するウェブサイトを有していない場合

は該当しません。

※探偵業法施行規則の一部改正の内容は、警察庁ホームページで確認できます。

問い合わせ先

愛知県警察本部生活安全総務課警備業

(代表) 052-951-1611 内線3283・3284